### 提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

#### 【指針全体に関すること】

No.	計全体に関すること】 	意見に対する県の考え方
1	文字ばかりで読みにくいので図、年表、挿絵を入れて	いただいた御意見につきまし
1	欲しい。	ては、今後の印刷・製本に当たり
		参考とさせていただきます。
	D11 N版の「八田町井笠の井光」とついては、甘土仏	
2	P11 以降の「分野別施策の推進」については、基本的に記りはない。 ト 割数 してわりますので詳細な調査します。	本指針については、社会情勢
	に誤りはない、と認識しておりますので詳細確認致しま	の変化を踏まえながら、適宜見
	せん(後述しますが確認できません)。	直しを検討しているところであ
	但し、過去の国家的施策・法制が否定される事案も	り、引き続き努めてまいります。
	多々発生しております。	
	状況に応じて速やかに施策を修正する(事が出来る様	
	当指針(改定素案)に明示する)様宜しく御願い致しま	
	j.	
3	当該案件、「指針(改定素案)」となっておりますが、	現行指針について、山口県人
	本文確認しますもどこをどう「改定」したのか不明です。	権対策室のホームページに掲載
	「指針を改定して意見を求める」のであれば、「どこをど	しているところであり、当該御
	う改定しているのかの明示」が必須と考えます。	意見を踏まえた再度の意見募集
	上記記述がなければ当該指針(改定素案)に対する意	の予定はありません。
	見など全く出来ません。	
	最低限前述内容明示の指針(改定素案)作成、その上	
	で再度意見募集すべきと考えます。	
	「全面的に改定」というのであればその旨冒頭に明示	
	願います。	
4	文末「努めます」の表現が多用されております。	関係法等を踏まえながら記述
	「努めます」ですと、今後年数経過した際「状況が変	しており、原案どおりとします。
	わっていない」という批判・意見に対して「務めたが至	
	らなかった(ので調査しない)」との回答になりかねませ	
	ん。 	
	極力「進める(進まなかったら原因等調査を行う)」と	
	いった表現の使用を御検討宜しく御願い致します。	**************************************
5	各段落で「世界/国際」「国」「県」の各種動向・法令等	現行指針においても、参考資
	制定の経緯が列記されておりますが、文章表記では時系	料として人権関係年表を添付し
	列把握が困難です。	ているところであり、適宜見直
	別途で、年表表記(資料)記載を御検討宜しく御願い	しの上、引き続き添付いたしま
	致します。	to the transfer of the transfe
6	専門用語・行政用語多数使用されております。	現行指針においても、各ペー
	「語句解説/語句説明」記載を御検討宜しく御願い致	ジ下方に用語解説等を記載して
	します。(各ページ下方に掲載、巻末又は別資料として	いるところであり、適宜見直し
77	等)	の上、引き続き記載いたします。
7	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっている	本指針の改定に当たっては、
	と考えます。	有識者や関係団体、県民から公
	県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・	募した委員等で構成する「山口
	各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を宜	県人権施策推進審議会」の御意
	しく御願い致します。	見をお聞きしています。
	(素案作成時に御対応済とは思いますが一応意見御伝	
	えしておきます。)	

8 当方の祖先で靖国神社初代宮司になった萩椿八幡宮 の第9代宮司の青山清の幕末維新期の事績について、山 口県史がその内容をほぼ完全に排除し、十分な記載をし ないことに対して異議申し立てを以前に行いました。

すなわち錦旗密造などを正史に記録しないという恣意的で歪んだ目的から、維新革命史やそれにかかわった人物を排除の上、歴史まで隠ぺいしたことを問題にしたわけですが、これに対して山口県は県史編さん室自体を閉じてしまうなど、まったく聞く耳を持たないやり方で、不満を感じてきました。

こうした隠ぺい主義と恣意的な歴史認識の強要は子 孫縁者に対する人権侵害であり、また真実の歴史を知る 権利を有する県民その他への背徳行為であります。

気に入らない言論や表現は排除するという旧来の伝統的な山口県の排除主義を改め、閉塞と衰退ばかりが進む、沈滞した山口県の改善を希望します。

あるいは、こうしたことを話題にすること自体で、新たな嫌がらせや足引っ張り、言論封殺が起こることなどがないよう、山口県が外からも評価されるような健全な社会になる生まれ変わることを希望します。

歴史的公平性を担保し、正確な歴史記録を残す県史編纂事業を再開し、子孫縁者に対する人権侵害などを払しょくし、かつまた長年恒例の結果の出ない行政も、一刻も早く改善して戴きたく希望します。

言論や表現の自由が担保された、近代社会にふさわしい山口県に改善するなど、ぜひとも結果の出る責任ある 行政を求めます。

以上、こうしたことを指針に盛り込み、結果につなげて戴くことを求めます。

県は、県民の人権を尊重した 行政を推進してまいりますが、 本指針は、人権に関する総合的 な取組を推進するための基本方 針として策定するものであり、 お示しの個別事案を記載するこ とは考えておらず、原案どおり とします。

## 【指針本編に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	[P1]	お示しの記述は、県における
	何の説明もなく「やまぐち未来維新プラン」の記述が	あらゆる行政分野において、本
	あります。	指針の趣意に沿い、人権尊重の
	『「やまぐち未来維新プラン」に基づく施策の推進に	理念を基礎とした取組を進める
	当たって、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし』	こと示すものであり、「やまぐち
	と説明されても、「やまぐち未来維新プラン」の内容も管	未来維新プラン」の内容や管轄
	轄主体も不明ですので当該記述内容が適切なのか全く	主体を問うものではないため、
	判断できません。	原案どおりとします。
	まず最初に、当該指針(改定素案)に関係する県の法	なお、「やまぐち未来維新プラ
	令・計画・指針を、その管轄部署、関係状況(上位下位)	ン」については、注記により補足
	とともに明示すべきと考えます。	説明を行います。
	上記記述がなければ当該指針(改定素案)に対する意	
	見など全く出来ません。	
	最低限前述内容明示の指針(改定素案)作成、その上	
- 1.0	で再度意見募集すべきと考えます。	
10	[P9]	「第1 指針の趣旨と性格」の
	「第5 推進体制 1 それぞれの取り組み」	定める「2 指針の性格」を踏ま
	一部文末のみ「…しましょう」となっており不適切です。	えた記述としており、原案どお     りとします。
	9。 (県民・地域社会・民間団体等には「しましょう」とす	96039。
	る一方で企業・市町・県にはそのような表現は使ってい	
	ない。)	
	表現再考を御願い致します。	
	このような文末表現をそのままとする指針(改定素	
	案) 作成部署が人権について充分思慮検討されていると	
	は到底思えません。	
	最低限前述内容修正の指針(改定素案)作成、その上で	
	再度意見募集すべきと考えます。	
11	[P10]	本指針は、人権に関する総合
	推進体制の記述ありますが、県行政上の主体が不明確	的な取組を推進するための基本
	と感じます。	方針として策定するものであ
	又、県行政内関係部署、状況把握方法、状況把握時期、	り、お示しの事項を明示するこ
	指針見直方法・見直時期等々必要な事項が全く明示され	とは考えておらず、原案どおり
	ていないと感じます。	とします。
	最低限前述内容明示の指針(改定素案)作成、その上	
	で再度意見募集すべきと考えます。	

# 【分野別施策の推進(全般)に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	分野別施策の推進については、項目名を次のように変	分野別施策の推進における項
	更した方が良いと思います。	目名については、取組の継続性
		や、国の「人権教育・啓発に関す
	「女性の人権問題」 DV、セクハラは、女性の人権	る基本計画」の考え方と整合性
	擁護の問題で、男女共同参画の実現とは別で考えたい。	を諮る観点などを踏まえ定めて
	「子どもの人権問題」 ▶とても話の範囲が広くなって	いるところですが、「同和問題」
	いる。児童虐待・いじめ・体罰・子の貧困あたりに絞っ	については、他の御意見なども
	てみても良いのかもしれない。	踏まえ、国が「人権教育・啓発白」
	「高齢者の人権問題」 ▶「介護とサービスの充実」は、 人権の話から少し外れるのではないか。	書で使用する「部落差別(同和問題)」を項目名に変更します。
	「障害者の人権問題」	題/」で項目和に変更しより。 
	「同和問題(部落差別)」 ▶1現状と課題のくだりは長	
	すぎて全体とのバランスを欠く。前半部分を削除して半	
	分程度にしたい。	
	「外国人の人権問題」 ▶「やさしい日本語」について	
	少し詳しく説明したい。	
	「刑を終えて出所した人の問題」	
	「犯罪被害者やその家族の人権問題」	
	「地球環境問題」	
	「インターネットによる人権侵害」	
	「個人情報の流出やプライバシー侵害について」	
	「北朝鮮による拉致問題」	
	「インフォームド・コンセントの推進」削除!	
	「HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス	
	感染症等の人権問題」	
	「ハンセン病問題」削除!	
	「性的マイノリティの人に関する人権問題」 ▶性のあ	
	り方では「割り当てられた性」は除いた4つの要素とす	
	べき。性自認は、「心の性」と言い換えられることを説	
	明。	

### 【分野別施策の推進(障害者問題)に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	[P19]	御意見を踏まえ、障害者基本
	部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法には制	法の改正及び障害者差別解消法
	定年月が記載されているのに障害者差別解消法に制定	の制定をした年を追記しまし
	年月が記載されていないので記載して欲しい。	た。
14	[P20]	御意見のとおり、県において
	障害のある人という書き方が続くことに違和感を感	も「障害者」等の表記も使用して
	じる。障害者という書き方ではいけないのか。	いるところですが、広く県民へ
		の理解が得られるよう、障害の
		ある人の施策に関する基本的な
		計画である「やまぐち障害者い
		きいきプラン」において「障害の
		ある人」としており、本指針でも
		「障害のある人」としています。

#### 【分野別施策の推進(同和問題)に関すること】

【万野別旭束の推進(阿和问題)に関すること】		
No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	[P21~22]	御意見を踏まえ、国が「人権教
	国は、「人権教育・啓発白書」や啓発冊子「人権の擁護」	育・啓発白書で使用する「部落差
	等において「同和問題」を「部落差別(同和問題)」と改	別(同和問題)」を項目名に変更
	めており、県指針においても、現状を記載する場合は「同	するとともに、現状について記
	和問題」を「部落差別 (同和問題)」とすべきではないか。	載する部分については、「同和問
		題」としている表記を、法律用語
		として使用されている「部落差
		別」の表記に改めます。
16	[P21~22]	部落差別解消推進法には、国
	部落差別の解消の推進に関する法律には、「部落差別」	の地方公共団体に対する指導権
	の定義がない。	限が規定されているところであ
	したがって、主観や恣意的に濫用できる。	り、県は、同法の運用について
	この法律を山口県人権推進指針の本編資料・分野別施	は、国と同様の認識に立つべき
	策の同和問題に挿入しての見直し改定は断固許さない。	と考えています。
	同和対策事業の復活・利権あさりに道を開く	また、同法においては、「現在
	山口県において1954年(昭和29年)山口県部落	もなお部落差別が存在する」と
	問題対策審議会設置から70年の取り組みの成果、部落	明記されているところであり、
	問題が解決した到達点に逆行し、新たに山口県民は差別	上記のとおり、「部落差別(同和
	者(もしくは差別をする者)として監視(モニタリング)	問題)」として分野別施策の推進
	の強化は断じて許されない。	の項目に残すこととします。
	したがって、行政によって、新たな差別を生じたり。	
	山口県民を差別者とすることはあってはならない。	
	このため、山口県人権推進指針の本編資料・分野別施	
	策の推進 同和問題を削除し、部落差別の解消の推進に	
	関する法律は、人権関係年表のみに記載にすべきです。	

### 【分野別施策の推進(インターネットにおける問題)に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
17	[P29]	御意見を踏まえ、令和6年度
	現状と課題にいわゆる情プラ法公布について言及し	に行われたプロバイダ責任制限
	てはどうか。	法の改正につき追記しました。

### 【分野別施策の推進(感染症の問題)に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	[P32]	腸管出血性大腸菌 0157 を原因
	0157 感染症に感染したことによる偏見や差別という	とした集団食中毒については、
	ことに全くピンとこない。過去にどういった偏見や差別	これまで全国において散発的に
	があったのか記載するか 0157 感染症の記述を削除して	発生が報告されており、とりわ
	はどうか。(岩国市の図書館で確認したところ、0157の	け、相当数の感染患者が発生し
	原因や症状、対策についての詳しく説明している幼児向	た事例からは、感染者ご本人の
	け絵本が、少なくとも2冊はあった。)	みでなく、感染源として疑われ
		た食材の生産者や提供者等に対
		する、根拠のない偏見や差別が
		生まれました。
		こうした経緯を踏まえ、本県
		においても、感染症に対する正
		しい知識の不足による、不当な
		偏見・差別が生じることのない
		よう、0157 の事例について、本
		指針へと書き記すとともに、ご
		指摘のありました偏見・差別の
		具体が認識できるよう、必要な
		表現について追記しました。

# 【パブリック・コメントの実施方法等に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	当計画(素案)、本文34ページですが、関連計画・法律法令等多数あり、本来これら関係計画・法律法令も確認して意見すべきと考えます。 一部確認しようとしましたが時間が全く足りません。 又、各頁記述に対する意見でも述べました通り、記述に多数の不備不足があると感じます。 その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。 期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。 (県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)	本パブリック・コメントは、 「山口県パブリック・コメント 制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、指針作成過程の中で決定しており、当該御意見を踏まえた期間延長等の予定はありません。
	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。 「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。 (「県の条例に則って(1ヶ月の)実施としている」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)	

20 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。

(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。)

今回の案件を含め、県広報誌や新聞広告「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。

(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。

「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)

前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。

(意見募集結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報 が充分に実施されたかどうかの判断」(充分・不充分)を 御明示願います。)

21 県ホームページ「「山口県人権推進指針(改定素案)」 に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実 施について」のページ掲載のアドレス

「jinken@ pref.yamaguchi.lg.jp」では意見送信できませんでした。

この様な不適切情報を掲載し続けて「県民意見を集めた」言うのであれば県行政による詐欺詐称でしかない、 と考えますが如何なものでしょうか。

掲載情報を適切なものにして再度意見募集するのが 世間一般常識として適切と考えます。 パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月23日の山口新聞、中国新聞、宇部日報)により広報に努めました。

県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。

限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも 検討してまいります。

メールによる御意見の提出が できなかった恐れがあることか ら意見の再募集を行いました。